

広島県告示第九百五十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項の規定によつて、公有水面の埋立てによつて次の表の上欄に掲げる土地が尾道市の区域内に生じた旨及び同法第二百六十条第一項の規定によつて当該土地を同表下欄に掲げる町の区域に編入する旨、尾道市長から届出があつた。

平成二十年十二月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

上 欄		下 欄	
位 置	面 積		
尾道市向東町字西ヶ平乙六一五四及び同町字沖ノ浜六三六九の六に接する里道の地先公有水面	五〇三・二二平方メートル	尾道市向東町	
尾道市因島土生町字江之沖二二四の九から二二一の五を経て二一四の六に至る間の土地に接する県道の地先公有水面	一五・五二平方メートル	尾道市因島土生町	
尾道市因島土生町字江之沖二二四の九から二二一の五を経て二一四の六に至る間の土地に接する県道の地先公有水面	九九・二八平方メートル		